暴力団排除に係る誓約書

令和　　年　　月　　日

あて先）入間市長

　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　今般のプロポーザルに関し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年6月2日法律第51号)第十条に該当しないことを誓約するとともに、今後とも同法並びに入間市暴力団排除条例(平成24年9月28日条例第20号)を遵守することを誓約します。

　また、本誓約書に違反する行為を行った場合は、入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年11月1日）による指名停止および入間市契約規則（平成14年10月1日規則第31号）規定による、契約の解除を受けても異議ないことを誓約します。

※競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(抜粋)

|  |
| --- |
| 第十条　次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。四　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者五　第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者六　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの七　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの八　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者九　その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者 |

※入間市暴力団排除条例(抜粋)

|  |
| --- |
| （市民等の責務）第５条　市民は、基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組むとともに、市が推進する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。２　事業者は、基本理念にのっとり、その事業(事業の準備を含む。次条において同じ。)により暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が推進する暴力団排除活動に関する施策に協力するよう努めるものとする。３　市民等は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、市又は警察署に対し、当該情報を積極的に提供するよう努めるものとする。 |

※入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領(抜粋)

|  |
| --- |
| 第２条　市長は、有資格業者又はその使用人若しくは下請負人がした行為が別表第1又はら別表第2の措置要件の欄の各号に掲げる措置要件の一に該当したときは、その情状に応じて当該措置要件について別表に規定する期間の範囲内において、当該有資格業者について、指名停止の措置を行うものとする。 |